

雨水浸透阻害行為に関するセルフチェック表

以下のフローにより右オレンジ欄を選択できる場合は、許可申請不要です。

なお、許可申請不要でも県により許可申請不要であることを確認したことが必要な場合※1があります。

この他、雨水浸透阻害行為の許可書や現地の標識があるなど、既になんらかの対策経緯がある場合は事前相談してください。

「雨水浸透阻害行為の許可」を要する行為かの確認

記載年月日 年 月 日

■ 所在地の確認



特定都市河川流域か？

地番

No

マップあいち(特定都市河川流域図)を
Web検索し住所入力等により確認

Yes

■ 区画整理事業の確認

土地区画整理事業区域に含まれますか？

事業名

No

登記簿等、市町のWebページにより確認

Yes

土地区画整理事業は事業中もしくは完了年度(換地 処分が行われた年度末)から30年以内ですか？

完了年度

Yes

【登記簿添付】

No

雨水浸透阻害行為面積の確認

■ 土地開発

(雨水浸透阻害行為)の確認

雨水浸透阻害行為の主な事例

- ① 田畑(耕地)→宅地
- ② 田畑(耕地)→駐車場
- ③ 田畑(耕地)→グラウンド
- ④ 原野→資材置場(未舗装)
- ⑤ 資材置場(未舗装)→駐車場(舗装)

行為区域に、田畑を宅地にするなど流出係 数を増大させる行為である雨水浸透阻害行 為(左枠に示した主な事例等)が含まれるか

行為区域：技術指針(本編)P.2-8「2-5行為区域」参照
流出係数：技術指針(本編)P.2-16「土地利用区分表」参照

Yes

No

・住宅の建替(宅地1筆のみ、かつ建築確認
申請書の敷地面積の範囲と一致する場合)
【建築確認申請書添付】

上記以外(参考事例)

- ・対象が複数の筆の場合
- ・隣接地と一体的な利用※2がある場合、など

事前相談してください

■ 雨水浸透阻害行為面積の集計

雨水浸透阻害行為面積の整理

① 現況(過去※3)の土地利用を判別します。

② 計画土地利用を判別します。

③ 土地利用毎の面積を集計します。

土地利用を具体的に整理してください

土地利用の集計方法：技術指針(本編)P.2-7
「雨水浸透阻害行為面積算定の手順」参照

算定面積(雨水浸透阻害行為)

m²

【算定表添付】

■ 雨水浸透阻害行為面積の確認

整理した面積から、「雨水浸透阻害行為」 に該当する面積は500m²以上ですか？

Yes

No

・隣接地と一体的な利用※2 がありますか？

No

Yes

申請が必要となります。

(このチェック表を提出する必要はありません。)

事前相談してください

許可申請不要です。

「雨水貯留浸透施設の設置」にご協力をお願いします。
※特定都市河川浸水被害対策法第5条第2項、第40条にそれぞれ努力義務が規定されています。

※1 敷地面積500m²以上の建築確認申請を提出する場合等

※2 「行為区域の設定」と「隣接地と一体的な利用」は同義ではありませんが、「隣接地と一体的な利用」がある開発については利用状況の確認が必要です。

※3 新川流域：平成18年1月1日、境川・猿渡川流域：平成24年4月1日